

別表第二十三（第八十六条の二十六関係）

文書番号
発簡年月日

〔施設、土地等の所在する場所の管理者
取扱物資を保管させる場所の管理者〕

殿

立入検査を行う職員
所 属
官 職
氏 名

印

立 入 検 査 実 施 通 知 書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第13項
第103条第14項
第103条の2第3項において準用する同法第103条第13

項の規定により立入検査を次のとおり行うので、

自衛隊法 第103条第15項
第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項 の規定に基づき、通知
する。

検 査 日 時	
検 査 場 所	
検 査 事 項	
連 絡 先	
備 考	

本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「検査日時」の欄には、検査を行う年月日のほか、検査を開始する時間及び終了する時間（又は検査に要する時間）を記載する。（例えば、「 年 月 日午前 時から 時間程度」）
- 2 「検査場所」の欄には、住所及び検査対象が明確になるような事項を記載する。
- 3 「検査事項」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、検査の対象となる施設、土地、家屋、物資の具体的な種類について検査事項を記載する。（例えば、「 (施設) について、面積、収用できる人数その他施設の状況」、「 (物資を記入) について、種類、数量、品質、消費期限等物資の状況」）
- 4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 5 「備考」の欄には、例えば、秘密の保全に十分配慮しつつ、実際に立入検査をする職員の氏名、人数等を記載する。

注： 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があつたときは、これを提示する。